

平成31年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 平成31年3月1日（金） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第24号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について  
議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（6名）
- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 3番 | 小杉和也君  |
| 4番 | 板垣一徳君 | 6番 | 佐藤重陽君  |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員
- |       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 渡辺昌君  | 稲葉久美子君 | 小田信人君  |
| 本間善和君 | 山田勉君   | 木村貞雄君  |
| 平山耕君  | 大滝国吉君  | 竹内喜代嗣君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |              |        |
|--------------|--------|
| 副市長          | 忠 聡君   |
| 教育長          | 遠藤友春君  |
| 学校教育課長       | 木村正夫君  |
| 同課教育総務室長     | 榎本治生君  |
| 同課学校施設係副参事   | 船山幸文君  |
| 同課課長補佐       | 園部裕昭君  |
| 同課村上教育事務所長   | 今井雅仁君  |
| 同課荒川教育事務所長   | 大倉佳代君  |
| 同課神林教育事務所長   | 布川眞由美君 |
| 同課朝日教育事務所長   | 百武靖之君  |
| 同課山北教育事務所長   | 渡邊律子君  |
| 生涯学習課長       | 板垣敏幸君  |
| 同課課長補佐       | 加藤涉君   |
| 同課社会教育推進室長   | 太田秀哉君  |
| 同課社会教育推進室副参事 | 山田美和子君 |
| 同課スポーツ推進室長   | 永田満君   |
| 同課スポーツ推進室主査  | 岩澤雄一君  |
| 同課文化行政推進室長   | 吉井雅勇君  |
| 同課文化行政推進室係長  | 竹内裕君   |
| 同課教育情報センター長  | 菅原明君   |
| 同課教育情報センター係長 | 高橋章宏君  |

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一  
次 長 大 西 恵 子

(午前9時58分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第13** 議第24号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 板垣敏幸君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 皆さん、おはようございます。議第24号は、村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例設定についてである。本案については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、指導員の任期を現行の2年から1年へと変更する特例を附則に加えるものである。以上である。

(質疑)

佐藤 重陽 済みません、ちょっとよく理解できないのだけれども、指導員の任期の特例で2年を1年にすると。いいのだけれども、そしてそれがその平成31年4月1日から平成32年3月31日までとすると、この限定するには何かあったのか。

生涯学習課長 今後導入されるこの会計年度任用職員制度のものについては、任期が1年間というふうなものになるので、このままの条例だと任期が2年ということでまたがってしまうので、これをこのものに合わせるために1年に変更するというものである。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第14** 議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 板垣敏幸君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 それでは、議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、老朽化等により今年度休館としていた荒川温水プールについて、平成31年3月31日をもって廃止とさせていただくものだ。また、学校統合により平成31年3月31日をもって廃校となる平林中学校の体育館を社会体育施設平林体育館として村上市体育施設条例に加え、平成31年4月1日から利用するものである。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

鈴木 好彦 荒川のプールについての今後の改修だとか、それを壊すとかというようなスケジュールについて何か伺っているのか。

生涯学習課長 荒川の温水プールについては、このまま廃止ということであるので、改修等は行わず、解体の予定であるが、解体等の時期については、隣接する荒川総合体育館等の改修等も計画もあるので、それらとあわせて計画したいと考えている。

小杉 和也 荒川の温水プールの現在まで、合併してから至る経緯というのか、その辺のところはどうか。

生涯学習課長 荒川温水プールについては、昭和50年4月1日に開設となっている。規模としては、屋内プールで25メートルの8コース、それから児童プール、幼児プールというようなことで整備している。営業期間は、毎年6月1日から9月20日までである。ここ3年間の利用状況であるが、平成27年で4,881人、平成28年度で5,626人、平成29年度で4,547人というような状況である。休館に至った経緯については、平成29年8月にコース内に天井板の落下が確認されて、そちらのほうの利用を中止したというようなことで、改修等の計画をしたところであるが、大規模改修でかなり大きな経費がかかると。また、ボイラーについても、代替の部品等が調達できないかなり古いものであるというような諸般の状況を鑑みて、廃止とするというような経緯に至ったものである。

小杉 和也 平林の体育館のほうだけれども、そのまま何か整備せずに行くのか。それとも、社会体育施設に位置づけるとしたら、何かちょっと手を加えてというのはあるのか。

生涯学習課長 平林の体育館については、現在も学校開放ということで地域の団体の皆さんからご利用いただいている施設である。この体育館については、他の統合する体育館等よりも利用団体さんが多いというようなことで、こちらのほう閉鎖してしまうと、利用がしている団体さんがほかのところで利用することができないというふうな状況が鑑みられたので、こちらを社会体育館として継続して利用するというようなことであるので、改めて施設を改修もしくは新たな設備を導入するということは考えていない。

小杉 和也 校舎のほうともまずある程度つながっていると思うのだけれども、その辺立ち入らないようにというのか、そういうようなものというのはいくか考えているか。

生涯学習課長 そちらのほうについては、校舎のほうに立ち入らないよう扉を設置するというような形で準備しているということである。

小杉 和也 新規に扉を設置するという考え方でいいか。

生涯学習課長 その扉の部分で閉鎖をするというようなことで・・・

小杉 和也 既存のやつ。

生涯学習課長 はい。

佐藤 重陽 ちょっとプールのことでお伺いしたいのだが、今ほど過去3年の利用者数を言ってくれたのだけれども、3カ月の利用にすると結構な利用があるのかなど。その利用者のどういう方が利用しているか、大体その辺わかるか。というのは、それがなくなることよっての弊害というのはいくか考えられないか。思ったよりも人数が、私はもうほぼゼロに近いのかなんてずっと思っていたものだから気にもしなかったのだが、今の利用者の人数聞いたら、3カ月なのにそれだけの、4,000人、5,000人の方々が使っているということになると、何らかしらのやっぱり支障があるのでないかなというふうに思うのだ。

生涯学習課長 この荒川温水プールの利用については、一番多いのが子どもさんの利用である。夏休み期間等々の温水プール利用というようなことで、荒川地区を中心に利用いただいている。あとは、年配者の方が恒常的に使っているというようなことで聞いている。それで、今回休止にさせていただいた際に、代替の措置といたして神林のプールのほうにバスを出して、そちらのほうで代替の事業として実施したという経緯である。

佐藤 重陽 利用者が子どもだということなので、送り迎えついていくのか、また子どもたち自身が行くのかによっても環境が違ってくると思うのだけれども、その辺の利用する子どもたち、また一般の方々の不便がパルパークのところ集約されて問題がないのであれば結構だと思うのだけれども、やっぱりその辺の配慮もしながら、ある意味では4,000人、5,000人、短期間での使い方であれば、スケートパークにかける金よりも価値が高いのかなんていう気がしないでも、これちょっと嫌みになってしまうけれども。だから、そんなことも考えて、やっぱり利用者のことは少しよく観察していただきたいなというふうに思う。以上だ。

生涯学習課長 この温水プール廃止の件については、荒川地区の区長会の席場でもご説明させていただいて、その席上でも現在の利用者の方の代替措置等々について検討するようというようなご意見等もいただいているので、今回同様代替プールでの利用もしくは学校開放等でのプール利用とかというふうなものも含めて検討させていただいているところである。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

(午前10時11分)